

総務委員会会議録

平成29年5月19日（金）

（開 会） 13：00

（閉 会） 13：48

【 案 件 】

1. 議案第41号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)
2. 議案第43号 専決処分の承認(飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第41号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

議案書の4ページをお願いします。

議案第41号 飯塚市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

この専決処分につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されることに伴い、飯塚市税条例の一部を改正するものでございます。13ページから28ページまで、新旧対照表をつけておりますが、内容の説明は省略させていただき、今回の主な改正について、ご説明いたします。

まず、市民税関係ですが、特定上場株式等の配当や株式譲渡所得金額にかかる所得について、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後に個人住民税の申告書が提出された場合には、その申告書に記載された事項をもとに課税できることを明確化したものでございます。

次に、固定資産税関係ですが、自治体独自で課税標準の特例割合を定める「わがまち特例」により特例率を定めるものです。保育の受け皿整備を促進するための税制上の措置の創設、及び緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する市民緑地の用に供する土地に係る特例措置の創設となっております。

軽自動車税関係でございますが、軽自動車のグリーン化特例に関しましては、現行平成29年度適用を平成31年度まで延長するものでございます。

以上で、改正内容の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額等に係る所得についてということになっておりますけれども、この措置をとることによっての影響なんですけれども、対象となる人数はどのくらいで、また税収上の影響額をどのように見込んでおられるのか、お尋ねします。

○税務課長

そちらの方の想定につきましては、今からの措置になりますので、まだ想定はできておりません。

○川上委員

それは時間的な余裕がなかったのか、できないということですか。それとも仕組み上できないということですか。

○税務課長

こちらの制度は、所得税の申告をしたあとに、住民税の申告をするか、しないかという判断になってくると思いますので、それはご本人の判断になりますので、現在、その把握はできません。

○川上委員

そういうことはなんではないかと思うんですよ。申告者の実績があると思うので、それを考慮すれば不利なほうを選択することはないと考えれば、有利なほうを選択するというのは当然ですから、推定ができるのではないかと思いますけれども。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13 : 03

再開 13 : 04

委員会を再開いたします。

○川上委員

確認しますが、これは、システマ的に影響額を推定することはできないという答弁なんですね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13 : 05

再開 13 : 05

委員会を再開いたします。

○行政経営部長

申告は、本来は配当については、特別徴収されていますので、これを申告する。例えば分離課税、あるいは総合課税、こういった申告される方がどのような状況にあるか。例えば、前年度に赤字があつてそれを損益通算するために申告するとか、そういった制度でございますので、そこまで調べていかないといけないので、現時点で把握することが非常に難しいというふうに考えております。

○川上委員

この税の制度を改めると、あるいは今度の場合は新しい制度をつくろうというんだけど、それによって市の税収がふえるのか、減るのかもよくわからないと。わからないんだけど、この制度で行ってみようという改正案なんですね。しかもこれが、国が地方に対してですね、法を改正したから、そのようにとっているということを考慮すれば、国は地方に対して、地方交付税という制度もあるけれども、税収がふえるかふえないかわからないけれども、これでいってくれということをしているわけですね。どうしてこんなことをいうのかというところが重要だと思うわけです。税収への影響がわからないまま、こういう条例を本当につくってよいのかということを考えなければならんと思うんですね。税を徴収するのはあなた方の仕事ですから、減るかふえるかわからないというのはおかしいんじゃないかと思うんですね。それから、わがまち特例と言われています。総務省の資料によると、このわがまち特例というのは、長いですけども、地域決定型地方税制特例措置方式とするということになっていますけれど、地方税法に定める特例措置について見直し等行なう際には、全国一律の特例措置でなければ、政策目的を達成することが困難である。特段の事情がない限りこれでいきたいというふうになっていますね。先ほどの補足説明で保育所の問題、それから緑地保全のことなどが、今回本市として取り上げるということになっていますけれども、国のメニューというか、モデルという

か、例としてはほかにも幾つもあるんだけど、今回、いまいった保育、緑化について選択した意義についてお尋ねをしたいと思います。

○税務課長

平成29年度のわがまち例に関しまして、税法上で定められておりますのが、保育事業と緑地の問題であったかと思えます。選択につきましては、税法上定めるようになっておりますので、それに準じまして、飯塚市のほうの条例で保育関係と緑地の関係を上げたものでございます。全くないところからの選択ではなく、法律上示された条例を改正することにいたしました。

○川上委員

ですから、意義なんですよ。本市で、このわがまち特例として保育、緑化について、こういう制度の規定を創設する意義について、どのように市としては考えておるのかということなんです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13 : 11

再開 13 : 11

委員会を再開いたします。

○行政経営部長

このわがまち特例の中で、本市がこの保育関係、あるいは緑地の問題の件については、まず地方税法上定めなければならないということで、今回規定をしているものでございます。これを選択したとかではなくて、税法上これを定めるということになっていきますので、参酌した中で定めたということになっております。

○川上委員

質問の仕方が悪いかもしれないけども、これを国がしないといけないというから、したというだけにとどまらずに、政策目的があるでしょう。これによって保育行政だとか、環境行政に誘導したい目的があるわけでしょう。そこのところをお尋ねしているわけです。

○行政経営部長

このわがまち特例の保育については、今喫緊の課題であるというふうには認識しています。その中で今回示しているのは、地方税法では、課税標準の2分の1を固定資産税の課税標準にしなければいけないということですが、これを条例で規定して、3分の1から3分の2の範囲内で2分の1を参酌して、条例で規定しなければいけないというふうになっております。市としまして、例えば課税標準が3分の1というようになりますと、本来2分の1よりも低い金額、50%が33%、上限の3分の2になりますと66%ということでありまして、本市としては、税の問題もありますけれど、市税の収入が余り大きくないわけですが、政策として打っていかねばいけないということで、これを参酌した上で、国の地方税法2分の1という率を、今回条例で定めたということで、ご提案をさせていただいているところです。

○川上委員

もう少しですね、また別の角度から同じことを聞こうと思うんだけど、この規定によって、税の負担が軽減されるわけですね。それはどういう人が、どういう場合に負担軽減が出来ることになるんですか。現在ある保育所のことなのか、それとも増改築に押し込もうとしているわけですから、あなた方は。それで敷地を広げるのに有利なのか、あるいは新規に民間が進出しようとする場合に有利なのか、どこにその政策目的があるのか。一昨年4月の段階で待機児童が17人でしたでしょう。昨年が47人といいました。ことしはもう90人弱、4月の段階で、いまどんどんふえていっているわけだけど、特別対策室もつくったわけでしょう。待機児童解消というけど、国はゼロといっているわけですよ。それに向かってさまざまな知恵や工夫があるんだけど、それを税制上、応援しようという趣旨のことであるのであれば、先ほどいった質

問になるわけです。どういった方々が、どういう局面において、どういう場合において、税負担が軽減されるのか、それによって保育行政、待機児童ゼロに向かって政策的の誘導が有利になると。その辺の判断をどうしたのかということをお聞きしたいわけです。

○税務課長

保育関連の施設の関係ですけれども、今回のわがまち特例に該当いたしますのが、認可外の保育施設に関してとなります。こちらのほう、3つ示されておりますのが、家庭的保育事業、居宅訪問型事業、事業所内保育事業の3つあがっております。それぞれ家庭的な人数、少人数で5人以下で定められているようですけれども、そちらの保育事業を行う施設に対しての特例になっております。こちらは現在のところ飯塚市のほうには存在していないということは確認いたしております。新しい事業ですけれども、企業主導型保育事業、こちらのほうは認可保育所と同じようなレベルの保育士の基準等が定められておりまして、こちらのほうは市が直接かわるものではなく、国のほうに申請をして、助成をしてもらうという制度になっております。こちらのほうは今回から初めてのこととなりますので、今からやはり申請が出てくるかと思われましても、現状のところ2カ所ということで聞いております。

○川上委員

そうすると、認可外の保育所づくりを、しかも今の話だと企業型を含めて誘導するための新しい規定だということが分かりました。それでは、緑化についての考え方を同様の趣旨で、お尋ねします。

○税務課長

緑化についてですけれども、こちらのほうは民有地を活用して、民間が管理するところを進めている事業になってくるかと思えます。緑地保全緑化推進法人が土地を所有し、または無償で貸し付けて、市民緑地を設置管理する場合、その土地に対して、最初の3年間だけになりますけれども、課税標準額の特例を使うというものになっております。こちらのほうも、まだこれは法律も決まっていない段階ですので、実際に行われているところはございません。

○川上委員

そういうことを促す新しい税の規定ということなだけで、民間の土地を民間で管理してもらって、緑地として、その場合に、固定資産税の負担を軽減するということなだけで、どうしてそういうことを考えるわけですか、政策目的として。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:21

再開 13:21

委員会を再開いたします。

○税務課長

先ほど申し上げましたように、こちらの特例につきましては、民間地を活用して民間が管理するというのを進めるための特例となっております。

○川上委員

関連の法律は、これからできるでしょうといようなことでしたけど、先駆けて税金をまけますよといっているわけですね。これ以上聞いても仕方がないかなと思うんだけど、民間の個人などが一定の規模のものを持っていて、草刈りも大変と、お金もかかるよと、税金を少しまけてもらいたいというような話なのか、大企業の遊休地があって、メガソーラーでもと思うけど、これからはあまり流行らないと。きちんと管理するから税金を2分の1を3分の1にしてくれと。大企業の遊休地の場合は、影響が大きいでしょう。市としてこの新しい規定になっていくと、どのくらいの影響があるかとかいうのは検討できていないでしょうね。

○税務課長

こちらのほうも想定はできておりません。ただ、市民緑地になりますので、やはり中心部が主になるのではないかと考えております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第41号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」について賛成です。それは、一部に問題があると思います。例えば、本来保育の充実、行政の充実、それから待機児童をゼロにする課題についてはですね、私は公立保育所が中軸になって頑張らなければ、公立保育所の復権がなければ、難しいと思っています。一方で認可外の状態になっている。残念ながら。そういう保育所が本市のみならず頑張っているのは承知しています。しかし、利益最優先で認可外が浸透して行って、悲惨な事故が起こっている事例も承知かと思いません。ここのところも税制を扱う上ではよく考えておかなければ、必ずしも子どもたちの幸せにそのままつながるとは限らない。それから法律がまだだということだけれども、緑化についても、私が例示に先ほど申し上げましたけれども、特定の大企業が大きな負担軽減を受けるということは、市の税収が減るわけですから、その分はどうなるんですか。市民の負担になっていくわけでしょう。そういうことが懸念される。現実のものになってないから反対するまでの理由にはなりませんので、このことは指摘しておいて、賛成討論にしておきたいと思いません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第41号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は承認すべきものと決定いたしました。

「議案第43号 専決処分の承認（飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

議案書32ページをお願いいたします。

「議案第43号 専決処分の承認（飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）」につきまして、補足説明をさせていただきます。

この専決処分につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成29年3月29日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

議案書34ページ、35ページに新旧対照表をつけておりますが、内容の説明は省略させていただきます。今回の主な改正についてご説明いたします。

今回の改正は、一般職の職員の給与に関する法律の扶養手当の支給額の改正に併せた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定められている扶養親族加算額及び加算対象区分の改正に伴い、補償基礎額の加算額を改定するものであり、配偶者は433円から333円に減額、配偶者がいる場合の22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子は217円から267円に増額、配偶者がいない場合の22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子は367円から333円に減額、配偶者がいない場合のその他の

扶養者は367円から300円に減額するものでございます。

以上で、飯塚市消防団員等公務災害補償条例の改正内容の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

非常勤消防団員等にかかわるということなんですけれども、非常勤消防団員等については、本市はどのくらいの人数がいますか。

○防災安全課長

まず、消防団員ですけれども、消防団員としましては、29年3月末で1125名ですけど、条例定数では1286名というところで、ふえても対応出来るように掛け金のほうは団員定数の1286名で掛け金を掛けさせていただいております。そのほか消防団員等というところで、消防従事者分、水防従事者分として、市民がかかわった場合ということも保障内容に含まれますので、国勢調査での人数である12万9146名を掛け金的人数として住民の人数をかけているところでございます。

○川上委員

そこで、議案概要に書いてある区別というんでしょうか。加算額がこのように減額になったり、1つだけは増額になっていますけれども、それぞれごとの件数はどのくらいになりますか。

○防災安全課長

件数といいますと、質問されている内容にそぐうかちょっとわかりませんが、現在、公務災害が飯塚市で発生している状況をまず申し上げますと、最近で23年度に団員が、一件療養及び休業補償のほうで補償額を支給しております。その前には、平成20年に1度というところで、基本的には公務災害での対象者は年間を通じてあるかないかというところで、推移をしているところでございます。

○川上委員

それはありがとうございました。私がお聞きしたのは、433円が333円に、100円下がるわけですね。それから217円から267円に、これは50円上がるわけですか。こういうふうと考えてみると、この対象人数はどれくらいなのかなということをお聞きしたんです。

○防災安全課長

家族の構成によりますので、けがなりされた方に配偶者がおられたり、子がいるというところの把握はできておりません。

○川上委員

けがをしたりという以前に、そもそもどれくらい人数がおられるのかなと、それもわかりません。

○防災安全課長

承知いたしております。

○川上委員

そうすると、増額も1つはあるんだけど、減額の理由、増額の理由をお尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:34

再開 13:34

委員会をいたします。

○防災安全課長

先ほども説明の中で少し述べましたが、今回の改正の大もととしましては、一般職員の給与に関する法律の扶養手当の支給額が改正になったというところから、政令が改正になって、

うちの条例を改正するところでございます。その大もととなっている扶養手当の額が配偶者は1万3千円から1万円、子どもが6500円から8千円等に変更されていることに伴い、その率にあわせたものが増額、減額となっているところでございます。

○川上委員

この50円だとか100円だとかいうのは、細かいところの計算によるというわけですか。非常勤消防団員は労働組合を持たないでしょう。不利益変更があった場合でも、あるいはあるうとしている場合でも労働者が団結して、ちょっと待ってくださいという交渉はできないですね。できますか。

○防災安全課長

組合というのはありませんので、団体でということにはならないと思いますけども、個人で申し出等は受け付ける仕組みにはなっていると思います。

○川上委員

したがって、こういう団結権が保障されていないような状態のときには、市は不利益変更については非常に慎重であるべきだと思うんですね。したがって、その議案は専決をなっているんだけど、それを承認を求められて、いま総務委員会があるんだけど、これについても、そうですかというわけにはいかないんじゃないかと思うんですよ。いま話を聞けば、とにかく国の方でそういうことなので、こういう増額もあるけれども、不利益変更もしましたという答弁だと思うんですね。例えばこのところ頻繁に、損害が発生し、補償がふえている。頻度も高いというときに、掛け金を上げるとかいうようなことはあるかもしれないけれども、非常に危険な仕事、任務についている方々の損害補償をはっきりいってまともな理由もなく、50円であろうが100円であろうが、安易に切り下げるのはいかがかと思うんですね。しかも、影響人数もわからないということでは、つとめがはたせないではないかと。

○委員長

できればそういうことは討論のほうで。質疑を、討論に入っていますので、質疑をお願いします。

○川上委員

というふうに思うんですけど、市長は、専決をした立場なんですね。そのへんについてどう思われますか。

○総務部長

今回のこの消防団員等に係る補償の基礎額、これは加算額の変更で、もともとの基礎額は別途条例等に規定がございまして、これについては変わりございません。この加算額につきましては、もともと定められているもので、扶養手当の額に対しましてそれに一定の係数をかけるというような趣旨での内容のものをでございます。このもともとある額変わるというよりも、扶養手当の額が変わったことに伴って、それに応じた係数をかけた場合に件数が変わるということでございますので、決してぐっと小学生を下げるとか、減額するとかいう趣旨のものではないということをご理解をいただければというふうに思っております。

○川上委員

市長に答弁を求めたんですけど、あなたが答弁するから。巻き戻しますよ。これは不利益変更ではないんですか。433円が330円になる。367円が330円になる。367円が300円になる。これは不利益変更ではないんですか。

○総務部長

確かに額が、上がる人と下がる人と両方いるということだというふうには考えておりますけども。

○川上委員

不利益変更ではないのかと、この加算額が下がるのはと聞いたわけです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13 : 41

再開 13 : 41

委員会を再開いたします。

○総務部長

これにつきましては、最初に課長が申しましたように、一般職の扶養手当の額の変更に伴う措置でございます。この扶養手当の額につきましては、国のほうが、働き方改革の中で配偶者の分を減らし、子にかかる部分上げるといような改革の中ででてきたものだというふうに認識しております。だから、当然ふえる世帯もあれば減る世帯もあるといような趣旨の中で扶養手当の額が変更になってきたものに対します、それに対しましてのこの分の表題に係る分でございますので、一概に不利益といふふうなふうには私どもとしてはとらえていないという状況でございます。

○川上委員

だから市長に聞いているじゃないですか。その一概に不利益とはいえないと。ふえているのは不利益じゃないですよ。減っているほうは、不利益であるのは明らかじゃないですか。それで、今言われましたけども、ニュアンスとしてはなんだか大したことではないといようなニュアンスで答弁されているんですよ。1つはね。影響を受ける人数もわからないし、金額も100円とかい感じ、許されないんですよ。しかもこれは、国の法改正に伴うことであるので、あたかも仕方ないという言い方をする。現場で火事が起こり、災害が起こったときに命がけで頑張っているわけです。幸いにして捕捉していない損害も生じているかもしれませんが、比較的少ない、近年はないということなんだけど、こういった方々の損害補償を増額するのは大いにとと思うけど、減額しようなどという考え方が国から押し寄せてきているわけでしょう。こういうときに市は何とか防波堤になって食い止められないのかと思うんですよ。守られないのかと、こういう命がけで頑張っている非常勤消防職員等について。市長に答弁を求めているわけです。

○副市長

先ほど来、課長、部長が答弁しておりますように、国の法律に基づいて変えております。ただ過去にも、こういうことで、いま一概に下がったとは言えないということですが、下がる人もおられますので、十分そういうところに配慮していかなくてはいけないと考えておりますけども、国の基準に基づいてやっておりますので、そのほど御理解よろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第43号 専決処分の承認（飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）」は、不承認です。理由については、災害等に対して命がけで頑張っている職員に対して、損害補償の加算額を減額するものがあるというのは、到底承服しがたい。しかも市は、何ら実態を考慮することなく、国が決めたことだからと、地方自治の本旨が住民福祉の増進にあると、協働して仕事している仲間じゃないですか。その方達の不利益変更に国のやっていることだからといって専決処分であっさりやってくるというのは許しがたいと思います。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第43号 専決処分の承認（飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）」について、承認することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。